



児童手当制度

子どもの健全な育成を支援

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当のしくみ

●支給の対象

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

●児童手当の額

第1子 5,000円(月額)

第2子 5,000円(月額)

第3子以降 10,000円(月額)

●児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した月分で終わります。

なお、原則として手当は、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

●特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の前年（1月か

ら5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

●所得制限限度額

平成8年度における所得制限限度額は、左表のとおりですが、所得には一定の控除があり、また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

平成8年度所得制限限度額 (単位:万円)

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	149.6	327.8
1人	179.6	357.8
2人	209.6	387.8
3人	239.6	417.8

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が4人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき30万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは36万円)を加算した額。



児童手当

認定請求書について

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、役場福祉課に「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から開始され、支給事由の消滅した月分で終わります。

ただし、支給開始月の特例として、転入または災害などのやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、それらの理由がやんだ後15日以内に認定請求をすれば、転入等の月の翌月分から支給が開始されます。

●認定請求に必要な添付書類等
添付書類は、認定請求の後日

に提出してもよい場合がありますので窓口で確認してください。

▼年金加入証明書または申立書

○請求者が被用者(サラリーマン等)である場合に提出

▼前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書

○提出が必要な人:当該市区町村にその年の1月1日に

住所がなかった人(1月から5月までの月分の手当の

認定請求の場合は、前年の1

月1日に住所がなかった人)

○証明する年:認定請求日の

前年分(1月から5月まで

は前々年分)

▼印鑑、請求者の銀行等の口座

番号など

▼その他、必要に応じて提出する書類があります。(養育する

児童と別居している場合など)

児童手当現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月

分以降の手当が受けられなくな

りますので、ご注意ください。

※くわしいことは福祉課(☎82

1111内線256)へお問

い合せください。